

介 護 予 防
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン

【指定介護予防サービス事業者】

サービスの種類	介護予防通所リハビリテーション（介護保険法第8条の2第8項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	介護老人保健施設、病院、診療所、その他の厚生労働省令で定める施設を開設する者であること。（介護保険法第8条の2第8項） 病院又は診療所により行われるものは、法人要件の適用なし（介護保険法第115条の2第2項）
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	老人保健施設の開設許可を受けている者は、介護老人保健施設の許可を受けた者とみなされることに伴って、本サービスに係る指定もあったものとみなされる（介護保険法施行法第8条及び介護保険法第115条の10の規定により準用される第72条）
	その他	介護老人保健施設の許可があったときは、本サービスに係る指定があったものとみなす（介護保険法第115条の10の規定により準用される72条）
法人所轄庁との連携	法人格が要件となる場合は、事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	

・ **介護予防通所リハビリテーション**

居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう（介護保険法第8条の2第8項）

1 「厚生労働省令で定める基準」（介護保険法施行規則第22の11条）

病状が安定期にあり、下記2に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要すること

2 「厚生労働省令で定める施設」（介護保険法施行規則第12条）

介護老人保健施設、病院及び診療所

3 「厚生労働省令で定める期間」(介護保険法施行規則第22条の2)

居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画(法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。)において定めた期間

◎介護予防通所リハビリテーション事業所の指定基準

介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」及び「Ⅲ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

(1) 病院、診療所の場合

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 専任常勤医師 1人以上</p> <p>2 専従する従事者 指定通所リハビリテーションの単位(その提供が同時に20人以下の利用者(当該介護予防指定通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(平11厚令37第111条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(平11厚令37第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。)に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が2人以上</p> <p>① 利用者数は、専従する従事者2人に対し、1単位20人以内とし、1日2単位を限度とする。</p> <p>② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で0.2人以上、単位ごと、サービス提供日ごとに勤務すること</p> <p>※具体的には、22-10ページ以降をご覧ください。 ※また、8-20ページ以降の「厚生労働大臣が定める施設基準」もご覧ください。</p>
Ⅱ 設備に関する基準	<p>1 通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等を有すること 1単位の利用定員の1人当たりの面積 3㎡以上(内法、有効面積)</p> <p>2 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>3 必要な専用の器械・器具をそなえること</p> <p>※具体的には、22-11ページ以降をご覧ください。</p>

Ⅲ 運営に
関する基準

※22-12ページ以降をご覧ください。

(2) 診療所の場合は次の基準でも可

	内 容
<p>I 人員に関する基準</p>	<p>1 専任常勤医師 利用者（1日当たり）：医師=40：1</p> <p>2 専従する従事者 指定介護予防通所リハビリテーションの単位（10人以下を1単位とし、1日2単位を限度とする）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上</p> <p>① 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が常勤換算方法で0.1人以上、単位ごと、サービス提供日ごとに勤務すること</p> <p>※指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、平11厚令第37号第111条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、平18厚労令第35号第117条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>※具体的には、22-10ページ以降をご覧ください。 ※また、8-20ページ以降の「厚生労働大臣が定める施設基準」もご覧ください。</p>
<p>II 設備に関する基準</p>	<p>1 指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等を有すること 1単位の利用定員の1人当たりの面積 3㎡以上（内法、有効面積）</p> <p>2 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>3 必要な専用の器械・器具を備えること</p> <p>※指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、平11厚令第37号第112条第1項及び第2項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、平18厚労令第35号第118条第1項及び第2項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

	※具体的には、22-11 ページ以降をご覧ください。
Ⅲ 運営に関する基準	※22-12 ページ以降をご覧ください。

(3) 介護老人保健施設の場合

	内 容
<p>I 人員に関する基準</p>	<p>1 専任常勤医師 1人以上</p> <p>2 専従する従事者 指定通所リハビリテーションの単位（20人以下を1単位とし、1日2単位を限度とする）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が2人以上</p> <p>① 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で0.2人以上、単位ごと、サービス提供日ごとに勤務すること</p> <p>※指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、平11厚令第37号第111条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、平18厚労令第35号第117条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>※具体的には、22-10ページ以降をご覧ください。 ※また、8-20ページ以降の「厚生労働大臣が定める施設基準」もご覧ください。</p>
<p>II 設備に関する基準</p>	<p>1 通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等を有すること 1単位の利用定員の1人当たりの面積 3㎡以上（内法、有効面積）</p> <p>* 通所リハビリテーションを行う利用者用に食堂面積を確保している場合は、これも算入可</p> <p>2 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>3 必要な専用の器械・器具を備えること</p> <p>※指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、平11厚令第37号第112条第1項及び第2項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、平18厚労令第35号第118条第1項及び第2項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>※具体的には、22-11ページ以降をご覧ください。</p>

Ⅲ 運営に関する基準	※22-12ページ以降をご覧ください。

1. 人員に関する基準の参考

(1) 医師

- ・勤務する医師のうち、1人以上は常勤であること。
ただし、常勤とは、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間とする。）に達していること。
- ・営業日（サービス提供日）には当該事業所に専任の医師が勤務していること。
ただし、病院又は診療所と併設されている介護老人保健施設については、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものである。

(注) 当該事業所の営業日に医師が勤務していない場合は、介護報酬の減算対象となる。ただし、勤務日において、公務による出張等で医師が終日不在であっても、随時連絡が取れる体制を整えている場合には、介護報酬の減算対象とはならない。

2. 設備に関する基準の参考

- (1) 病院、診療所、介護老人保健施設が互いに併設され、それぞれが実施する指定通所リハビリテーションを行うための施設が同一の部屋等であっても差し支えないものとするが、それぞれのスペースが固定された間仕切り（職員及び利用者の背丈を越える高さを要し、カーテンや移動式のパーテーションでの間仕切りは認められない。）で明確に区分されていること。
- (2) 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと指定通所介護の機能訓練室についても、同一の部屋等であっても差し支えないものとするが、それぞれのスペースが固定させた間仕切り（職員及び利用者の背丈を越える高さを要し、カーテンや移動式のパーテーションでの間仕切りは認めない。）で明確に区分させていること。
- (3) 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと医療機関の機能訓練スペースについても、同一の部屋等であっても差し支えないものとするが、それぞれのスペースが固定された間仕切り（職員及び利用者の背丈を越える高さを要し、カーテンや移動式パーテーションでの間仕切りは認めない。）で明確に区分されていること。
- (4) 介護老人保健施設の場合、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂の面積を加えることができるのは、1 単位全ての利用者がそろって利用できる面積を確保できる場合に限る。

◎介護予防通所リハビリテーション事業所に関する指定基準について（法第15条の4）

【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平11厚令37」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

「平18厚労令35」＝指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

「平11老企25」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年老企第25号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）

「平12老企36」＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平12老企54」＝通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号：老人保健福祉局企画課長通知）

※「平11厚令37第119条準用（第8条）」は、「平11厚令37第119条により準用する第8条」という意味です。

I 人員に関する基準

1 指定介護予防通所リハビリテーション事業所（平18厚労令35第117条第1項）

(1) 医師（第1号）

専任の常勤医師が1人以上勤務していること。

なお、指定介護予防通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設であつて、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第2号）

① 利用者数は、専従する従事者2人に対し1単位20人以内とし、1日2単位を限度とすること。

② 専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、0.2人以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所であつて、指定介護予防通所リハビリテーションの提供が同時に10人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合（平18厚労令35第117条第2項）

(1) 医師（第1号）

① 専任の医師が1人勤務していること。

② 利用者数は、専任の医師1人に対し1日40人以内であること。

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第2号）

- ① 利用者数は、専従する従事者1人に対し1単位10人以内とし、1日2単位を限度とする。
- ② 専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されていること。
- ③ 経験を有する看護師とは、診療報酬の算定方法に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、作業療法（老人作業療法を含む。）、理学療法（老人理学療法を含む。）に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定通所リハビリテーション事業所、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第35号）に定める介護予防通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」（平成12年厚生省告示第30号）に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに1年以上従事した者であること。

II 設備に関する基準

- 1 指定介護予防通所リハビリテーション事業を行う事業所ごとに備える設備については、専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされているが、病院、診療所、介護老人保健施設が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、指定介護予防通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの指定介護予防通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。
 - (1) 当該部屋等において、それぞれの指定介護予防通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。
 - (2) それぞれの指定介護予防通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件（平18厚労令35第118条第1項）を満たしていること。
 - 3 平方メートルに利用定員を乗じた面積以上であるものを有すること。ただし、介護老人保健施設の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、次のとおりとする。

指定通所介護の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介

護老人保健施設における指定介護予防通所リハビリテーションを行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

- (1) 当該部屋等において、指定通所介護の機能訓練室等と指定介護予防通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。
- (2) 指定通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、指定介護予防通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。

3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

Ⅲ 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 8 条))
- (2) 文書は、わかりやすいものとしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 一の 3 の(1)を準用)

2 提供拒否の禁止

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、正当な理由なく指定介護予防通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 9 条))

特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。(平 11 老企 25 第 3 一の 3 の(2)を準用)

3 サービス提供困難時の対応

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防通所リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 10 条))

4 受給資格等の確認

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 11 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防通所リハビリテーションを提供するよう努めなければならない。(法第 115 条の 3 第 2 項、平 18 厚労令 35 第 123 条準用(第 11 条第 2 項))

5 要支援認定の申請に係る援助

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 12 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用(第 12 条第 2 項))

6 心身の状況等の把握

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用(第 13 条))

7 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用(第 67 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、

主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平18厚労令35第123条準用(第67条第2項))

8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。(平18厚労令35第123条準用(第15条))

9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行わなければならない。(平18厚労令35第123条準用(第16条))

10 介護予防サービス計画等の変更の援助

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。(平18厚労令35第123条準用(第17条))

11 サービスの提供の記録

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定介護予防通所リハビリテーションについて法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。(平18厚労令35第123条準用(第19条第1項))
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平18厚労令35第123条準用(第19条第2項))

12 健康手帳への記載

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳（老人保健法第13条の健康手帳をいう。）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。（平18厚労令35第123条準用（第68条））

なお、医療に関するページには、指定介護予防通所リハビリテーションの提供開始日及び指定通所リハビリテーション事業所の名称を記載しなければならない。（平11老企25第37の3の(6)の②）

13 利用料等の受領

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。（平18厚労令35第123条準用（第100条第1項））

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。（平18厚労令35第123条準用（第100条第2項））

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の額の支払を受けてはならない。（平18厚労令35第123条準用（第100条第3項））

- ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ② 食事の提供に要する費用
- ③ おむつ代
- ④ ①から③に掲げるもののほか、通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

なお、④の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱わなければならない。（平12老企54）

(4) (3)の②については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平17厚労告419）によるものとする。（平18厚労令35第123条準用（第100

条第 4 項))

- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 100 条第 4 項))
- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、厚生労働省令 (規則第 65 条) で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。(法第 53 条第 7 項準用法第 41 条第 8 項)
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法第 53 条第 7 項において準用する法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防通所リハビリテーションについて居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法 53 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定通所リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所リハビリテーションに要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第 85 条準用規則第 65 条)

14 保険給付の請求のための証明書の交付

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 21 条))

15 利用者に関する市町村への通知

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 23 条))

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

16 緊急時等の対応

指定介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーシ

ョンの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 24 条))

17 管理者等の責務

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせて差し支えないが、この場合、組織図等により指揮命令系統を明確にしなければならない。(平 18 厚労令 35 第 119 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は(1)の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者に、平 18 厚労令 35「第 8 章 第 4 節 運営に関する基準及び第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 七の 3 の(2)、平 18 厚労令 35 第 119 条第 2 項)

18 運営規程

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 120 条)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- ⑤ 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

19 勤務体制の確保等

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 102 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、介護予防通所リハビリテーシ

オン従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 七の 3 の(6)の③)

- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。(平 18 厚労令 35 第 119 条準用(第 102 条第 2 項))
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用(第 102 条第 3 項))

20 定員の遵守

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用(第 103 条))

21 非常災害対策

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用(第 104 条))

関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所リハビリテーション事業所にあつてはその者に行わせなければならない。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所リハビリテーション事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせなければならない。(平 11 老企 25 第 3 七の 3 の(6)を準用)

22 衛生管理等

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 121 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 121 条第 2 項)
また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保たなければならない。(平 11 老企 25 第 3 七の 3 の(4)の①)
特にインフルエンザ対策等、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。(平 11 老企 25 第 3 七の 3 の(4)の②)
- (3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めなければならない。(平 11 老企 25 第 3 七の 3 の(4)の④)

23 掲示

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 30 条))

23 秘密保持等

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 31 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 31 条第 2 項))
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 31 条第 3 項))

25 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益供与を行ってはならない。(平18厚労令35第123条準用(第33条))

26 苦情処理

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平18厚労令35第123条準用(第34条第1項))

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしなければならない。(平11老企25第3の3の(23)の①を準用)

- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平18厚労令35第123条準用(第34条第2項))

利用者及びその家族からの苦情に対し、指定介護予防通所リハビリテーション事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しなければならない。また、指定通所リハビリテーション事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければならない。(平11老企25第3一の3の(23)の②を準用)

- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関し、法第23条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平18厚労令35第123条準用(第34条第3項))

- (4) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平18厚労令35第123条準用(第34条第4項))

- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って

必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用(第 34 条第 5 項))

- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用(第 34 条第 6 項))

27 事故発生時の対応

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 35 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 35 条第 2 項))
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用(第 35 条第 3 項))
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 一の 3 の (24)の③を準用)

28 会計の区分

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 123 条準用 (第 36 条))
- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 年老振発第 18 号:厚生労働省老健局振興課長通知)に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 一の 3 の (25)を準用)

29 記録の整備

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。(平 18 厚労令 35 第 122 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 122 条第 2 項)
 - ① 介護予防通所リハビリテーション計画
 - ② 平 18 厚労令 35 第 123 条において準用される第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- ③ 平 18 厚労令 35 第 123 条において準用される第 23 条に規定する市町村への通知に係る記録
- ④ 平 18 厚労令 35 第 123 条において準用される第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑤ 平 18 厚労令 35 第 123 条において準用される第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

IV 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。(平 18 厚労令 35 第 124 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。(法第 115 条の 3 第 1 項、平 18 厚労令 35 第 124 条第 2 項)
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。(平 18 厚労令 35 第 124 条第 3 項)
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 124 条第 4 項)
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 124 条第 5 項)

2 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針

指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、平 18 厚労令 35 第 116 条に規定する基本方針及び第 124 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行われなければならない。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 125 条第 1 号)
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提

供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 125 条第 2 号）

- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 125 条第 3 号）
- (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。（平 18 厚労令 35 第 125 条第 4 号）
- (5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 125 条第 5 号）
- (6) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。（平 18 厚労令 35 第 125 条第 6 号）
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。（平 18 厚労令 35 第 125 条第 7 号）
- (8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。（平 18 厚労令 35 第 125 条第 8 号）
- (9) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。（平 18 厚労令 35 第 125 条第 9 号）
- (10) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 109 条第 10 号）
- (11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リ

ハビリテーション計画の変更を行う者とする。(平 18 厚労令 35 第 125 条第 11 号)

(12) (1)から(10)までの規定は、(11)に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 12 号)

3 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点

指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(平 18 厚労令 37 第 30 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 126 条第 1 号)

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしなければならない。(平 18 厚労令 35 第 126 条第 2 号)

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、4に規定する安全管理体制等の確保を図ることを通じて、利用者の安全面に最大限配慮しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 126 条第 3 号)

4 安全管理体制等の確保

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。(平 18 厚労令 35 第 127 条第 1 項)

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 126 条第 2 項)

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 126 条第 3 項)

(4) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 126 条第 4 項)